

卷頭言

訪韓調査報告に代え —いざこより、いざこへ—

島村 博(主任研究員/協同労働法制化市民会議・法制・国対幹事)

筆者はこの8月に韓国の社会的企業等への視察に参加した。団員の見聞記は本誌に収録されるので、ここでは社会的企業法制の二三の特徴を語り卷頭言としたい。

到着早々、金鐘杰教授(漢陽大学)による報告(「市民的福祉国家と韓国社会」)で、我が国に似た労働市場の現況と趨勢、OECD諸国中で社会福祉支出が最低であること、新しい経済成長モデルの必要とその実現主体等についての認識を深めることができた。同氏は、これらを踏まえ、社会的経済という非営利経済部門の2つの柱、つまり社会的企業および協同組合の存立を支える2つの法律、すなわち社会的企業育成法および協同組合基本法の制定背景、成立の経緯、法律の構造について説き及んだ。

筆者に最初に兆した問いは、以下であった。

ヘッジファンドは1997年にタイで資金回収によりバーツ危機を引き起こした。これを端緒とし通貨の信用危機は韓国にまで及んだ。この大惨事に際しIMFが対韓支援条件として突きつけた政策は労働市場の柔構造化、つまり雇用政策の根本的転換であった。こうした転換には我々が共同で対決する必要があり、そのためには社会的経済に対

する韓国の労働運動側の動向を教えていただきたい(時間切れで、質問をしていない)、と。

我が国での転換は95年に日経連より発表された『新時代の「日本の経営」－挑戦すべき方向とその具体策』との宣言が、韓国においては危機へのIMF側からの支援条件がその「神の一撃」となっているかに見える。だが、転換の態様が内発的か外圧起源かを論じることに意味はない。転換後直ちに、日韓双方で、期せずして派遣労働法を制定しているからである。それは、有期雇用や派遣労働という労働の非正規化、社会の不安定化を誘発させ、やがてTPPを推進することになる側の利益に発するもので、その利益の在りどころは、09年の政権交代以前は日本政府に対する合衆国政府の年次改革要望書で提示してきた。

社会的企業育成法は、非正規労働者保護法制に属する3法、すなわち、「期間制及び短時間労働者保護等に関する法律」、「派遣労働者保護等に関する改正法律」、「労働委員会法」(2006)に次いで翌年制定されている。この筋で、上記の育成法は非正規労働者の保護政策の一部をなすかにみえる。しかし、韓国において非正規労働者とは、

政府統計部の見てによれば「期間雇用・派遣・パート」をさし、これらは労働法が適用される一般就労者に属する。他方、育成法で、社会的企業からサービス給付を受け、労働機会を提供される相手方である「脆弱階層」*the vulnerable group*とは、福祉サービスの受給者であって生活保護を受けている者、及び一般就労になじまない階層(法・2条2)と定義される。後者は我が国でいう中間就労を介してしか社会と接点を確保できない人々と認識されている。

よって、同法は、その名が示す通り、脆弱階層にサービスを提供し、または労働機会を提供する企業の認証等による保護育成を図るもので、崩壊した福祉国家を福祉社会に代位させる施策の一つであり、その実効性は福祉の享受機会の改善により検証されるべきものである。だが、一般就労が可能な者も就業機会から排除され続けられると脱出不能となるゲットーともなりかねない。また、このようにして保障される中間就労はディーセント・ワークを実体化することを目的とせず、市場の公正な競争環境を歪め、一般就労者の労働条件を劣悪化させる危険もはらむ。むろん、雇用政策の柔軟化、正規従業員の心身損傷問題を念頭に置くと、中間就労を一般就労へのチャンネルと見るには課題が多い。

対して、協同組合基本法(2012)は、営利法人法に対する協同組合一般の定款すなわち基本制度を律するものである。同法第2条の定義の1は、フランスの協同組合の定款に関する改正法律(1992)。今では、ドイ

ツ等も同様)第1条に一見すると似ている。だが、フランス法は、法改正にあたりイタリア1991年法(の書かれざる目的)をローマ・ラテン的に思索し「より一般的に、組合員の要求の充足並びに組合員の経済的及び社会的活動の促進のほか組合員研修に貢献する」との文言で組合を定義したのに対し、「基本法」は、組合員の関心としての「社会的活動」ではなく、組合をもって「地域社会に貢献しようとする事業組織」と規定した。こうした相違は、一見すると瑣末なことに見えるが、組合員の関心・意思から(コミュニティを含む)社会に対するのか、組合が直接に社会に対するのかでは大きく異なる。それは、事業、経営のみならず会計の仕組にまで及び、法人法体系中の棲み分け、それを基礎とする(地域行政に責任を負う自治体との)協働の関係を曖昧なものにしかねない。

フランスの組合定義は、今では、それを踏襲しさらに発展させたドイツの規定からすれば、陳腐化した。この筋では、2003年にCo-operatives and Community Benefit Societies Act(協同組合及び地域利益組合法)を制定したイングランドも同様である。すなわち、ドイツはSCE(欧州協同組合)規則の国内法化に際し協同組合(統一)法の抜本改正を行い、従来の協同組合の(農協、労協、生産協同組合等の)識別マークをすべて削除し、「協同組合の本質」を「組合員の産業若しくは経済又は社会的若しくは文化的関心事を共同の事業により促進することを目的」とするものであると文言を加

筆した(2006)からである。この規定に照らすと、「基本法」は追走すべきフロントランナーの背中を見ていることになる。

協同組合法に限らず組織法は、それによって整々される組織が担う特有の目的により、そして、その目的の実現に利益・関心を有する者が誰であるのかにより、制定される謂れが明白となり、かつ、制定の必要が説明され得、個々に法定される。この目的の点で、協同組合は基本的に、または一般的に、共益団体性より離脱しえない。しかし、ここを基礎として組合員の社会的関心(としての社会貢献)を包容できなければ、時代の課題に向き合えず、視野狭窄に陥る。福祉国家モデルが破綻し、旧来の行政－市民関係の構造転換が進行しているためである。むろん、企業の社会性は株式会社を含めすべての制度組織に要請されるべき事柄で、韓国の認証制度はその促進を図るものとして一考に値する。国家は政策施行権限を委譲できてもその責任を放棄することができないという組織論に照らすと、認証制度は委譲の一形式と思われるからである。

構成員の規定では、「基本法」は、社会的協同組合をもって、協同組合であって地域貢献事業または脆弱階層に便益を供与するものをいう(法2条3)とする。これは、A型、B型でなじみのある91年イタリア法のコンセプションを直輸入したものである。

脆弱階層にサービスや就労の機会を与える社会的企業として協同組合も名を連ねて当然であるが、資料を見る限り、そうした

協同組合は少ない。しかし、イタリアの社会的協同組合のレーゾン・デートルが実地に証明されていることに鑑み、韓国においても「基本法」の啓発、普及により、社会的協同組合があるいは増えるかもしれない。

韓国の社会的協同組合と、我々が社会化を図っている協同労働の協同組合(協同労働組織)とは、目的、就労、組合員の制度が相違する。協同労働組織とは、働く者自身がディーセント・ワークを実現するために自ら労働の機会を創り、維持し、その事業・経営を通じ地域社会の存続にも貢献するもので、この目的に照らし中間就労者を支援する機能も持ちうるが、イタリアの社会的協同組合のB型に特化するものではない。また、協同労働組織は雇用保険法、労災法に照らしこれらが適用を見る事業所であって、そこで就労する者は労働条件を人たるに値する生活と調和させるために雇用労働者と連帶する。

協同労働組織がつとに立法事実として政府により認定され(2002秋)、10,000を超える市民団体が立法化を要望(2007)し、しかも、1800自治体のうち800余の自治体が早期の立法化を要望する意見書を採択(陳情運動発起、2008)しているにもかかわらず、協同労働の協同組合の法制化はいまだ成らない。立法府は、法人として処遇する相当の立法事実があるところ、団体の法整備を行うことは自らに付託された責務であることを思い起こし、必要な手立てを尽くすべき関頭に立たされていることを自覚すべきである。